

令和3年5月7日

法務省民事局参事官室 御中

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案に対する意見書

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、当法人のホームページ <http://www.e-hocnet.info/index.html> をご参照下さい。）。

当法人は、平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、平成22年2月25日から、差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っております。

民事訴訟の最大のユーザーである消費者の視点及び消費者被害に対する救済の充実の観点から、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案に対して下記のとおり意見を述べます。

記

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

(1) 結論

【丙案】に賛成する。ただし、【丙案】であっても電子情報処理組織を用いた提出から書面等をもってするものに変更を可能とするべきである。

(2) 理由

ア 消費者のなかでも、経済的理由や物理的理由からインターネットへのアクセスそのものがない人がいる。インターネットにアクセスができて電子メールの使用その他のITの習熟度に格差がある。高齢者や障がい者にもそのような格差がある。また、若い消費者には、SNSは利用できても、電子メールを利用できない、ワードやエクセル、一太郎といったソフトウェア等を使いこなせないという人も多い。【甲案】では上記のような消費者の司法へのアクセスを制限するおそれがある。

イ また、【乙案】では、訴訟の途中で訴訟代理人の死亡や訴訟代理人の辞任・解任となった場合に、前段のような支障がある消費者が電子情報処理組織を用いての提出を強制されるおそれがある。（注2）では【丙案】であっても、訴訟代理人が一旦電子情報処理組織を用いた場合、事件が完結するまではインターネットを用いてする申立て等によらなければならないとするとしているが、前段のような支障がある消費者の司法へのアクセスを制約するおそれがある。

ウ なお、訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものにつき、電子情報処理組織を用いての提出を認める場合であっても、裁判所の責任と費用で、電子情報処理組織へのアクセスについて消費者本人へのサポートを充実させ、消費者が提出した訴状等に不備がある場合に補正の機会を保障するべきである。（注3）にあるような直ちに訴状を却下するという制度は採られるべきではない。

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式

(1) 結論

具体的にどのようなファイル形式を想定しているのか明らかではないため、賛否を述べることができないが、ファイル形式の採用にあたっては、消費者の実情に十分配慮すべきである。

(2) 理由

ア 前記のとおり、若い消費者には、SNSは利用できても、電子メールを利用できない、ワードやエクセル、一太郎といったソフトウェア等を使いこなせないという人も多い。インターネットを利用できても、ワードやPDFに容易に使いこなせるわけではない。電子情報処理組織を用いる訴訟について、消費者の司法アクセスの拡大につながる点を評価できるとしても、ビジネスで使い慣れている事業者の目線だけではなく、消費者にとって分かりやすく安全に使える制度の構築を目指すよう求める。

イ (注1)でも触れられているとおり、適切な音声の変換など障がい者の司法アクセスを確保するよう、配慮すべきである。また、(注2)では証拠となるべきものの写しに係るファイル形式について検討対象外となっているが、消費者事件では、書面の契約書や重要事項説明書、事業者が消費者に交付したパンフレット、クーリングオフの書面などといった書面が証拠となる。スキャナーがない消費者であっても適切に証拠提出できる方策を検討すべきである。なお、当法人は、今般の特商法の改正にあたって消費者被害を防止するため電子書面化に反対している。

3 訴訟記録の電子化

(1) 結論

(注2)の手数料額はできるだけ低廉にすることが求められる。

(2) 理由

上記のとおりスキャナーがない消費者であっても適切に証拠提出できるようにするためには、手数料の低廉化が求められる。

第2 訴えの提起、準備書面の提出

1 結論

事業者による濫用的な訴えの提起を防止する方策が検討されるべきである。

また、当事者の本人確認と本人確認に関して提出した身分証明書の個人情報保護を徹底するように求める。

2 理由

- (1) 近時、事業者が、電子支払督促制度を濫用して、消費者に対する架空請求、架空の債権ではないものの消滅時効期間が満了している債権の取立て、消費者契約法その他の消費者各法に照らして問題がある債権の取立てに電子支払督促制度を利用する事案が問題となっている。

電子情報処理組織を用いてする訴えの提起等が、消費者の司法アクセスへの拡大だけでなく、事業者による濫用的な利用につながってしまうと、司法が消費者被害の拡大に手を貸すことになる。

裁判を受ける権利が憲法上保障されている以上、訴えの提起等を制限することは難しいものの、濫訴を行う事業者に対して、架空請求自体や架空請求等にもかかわらず電子支払督促制度を利用して取得された債務名義を消費者契約法において実体法上も無効にするといった条項を創設することも検討されるべきである。

- (2) また、消費者事件での訴訟において、事業者の代表者と称する正体不明の人物が電話会議等に出てくることがある。電子情報処理組織を用いてする訴えの提起等の制度の創設にあたって当事者の本人確認を徹底するべきである。

他方で、消費者被害にあった消費者の本人確認書類が訴訟記録の閲覧を通じていわゆるカモリストの作成に繋がらないように、また事業者の報復や社会からの差別につながらないように、個人情報の保護を徹底するべきである。

第3 送達

- 1 システム送達
- 2 公示送達

第4 送付

1 結論

以上のいずれに関しても、裁判所からの送達・送付と紛らわしい電子メールを規制する立法措置とセットで制度を創設すべきである。

2 理由

- (1) 現在、裁判所の名前を騙った架空請求が横行している。架空請求ではハガキだけではなく、電子メールを利用したものも多い。

(参考) 国民生活センターのホームページ

http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2017_25.html

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaku-seikyu.html

- (2) 電磁的方法による送達、送付の制度を創設すると、一見すると裁判所から発信されたもののように見える電子メールが届いて、個人情報を入力させて架空請求に利用される、コンピューターウイルスに感染させる、という消費者被害が生じることが確実に予想される。
- (3) 中間試案で提案されている送達や送付方法に反対するものではないが、制度の創設にあたっては、①現行の特定電子メール送信適正化法や刑法の改正などを通じて裁判所の名前を騙った請求ハガキや電子メールを利用した架空請求自体を直接規制する立法を行うべきである。また②真正な裁判所からのメールであることを安全に確認できる手法の開発を検討すべきである。

第5 口頭弁論

- 1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

(1) 結論

制度の創設自体には反対しないが、期日に出頭する消費者へのサポート体制の充実が必要である。

(2) 理由

ウェブ会議での出頭を希望する消費者が、裁判所の採用しているアプリケーション等に使い慣れているとは限らない。消費者がサポートを受けられるような体制の充実が必要である。

2 無断での写真の撮影等の禁止

(1) 結論

無断での期日の録画ができないようにシステムの開発が必要である。

(2) 理由

現行のウェブ会議システムでも、相手方に知られないまま、その会議の様子を録画することは可能である。SNS へのアップロード等により消費者の個人情報流出する事態が想定される。制裁措置の立法とともにそもそも録画ができないシステムの開発を行うべきである。

第6 新たな訴訟手続

1 結論

【丙案】に賛成する。

2 理由

(1) 【甲案】 【乙案】 に共通する問題点

【甲案】 【乙案】 は、ともに6か月という審理期間を区切り、証拠調方法の制限等（【甲案】）や計画審理の徹底（【乙案】）により、早期に紛争の解決を図るものである。

しかし、消費者事件において審理期間が長期化する原因は、審理の在り方よりも、消費者各法における実体法や手続法そのものに問題があるためであ

り、中間試案ではこのことが看過されている。

ア 例えば、消費者契約法9条1号の平均的損害が問題となる事案では、平均的損害に関する証拠が事業者に偏在しているにもかかわらず、主張立証責任が消費者・適格消費者団体に課せられている。そのため事業者は証拠の開示を拒否し、消費者・適格消費者団体の立証や求釈明により、裁判所が事業者側に証拠の開示を何度も促し、ようやく証拠が開示される。しかも、その資料を消費者側にデータではなく紙で開示して計算しづらくするなどといったことが行われる。このようなことが生じるため事件が長期化する。

イ 計画審理をより徹底させるためには、消費者契約法各法において、例えば消費者契約法9条1号の平均的損害の主張立証責任を事業者側に負わせること、景品表示法30条の差止請求において不実証広告の推定規定を設けることなど、まず実体法の改正が必要である。

また、特定適格消費者団体や適格消費者団体に対して訴訟前に事業者に対して契約書式や消費者への説明マニュアルなどの証拠を開示することを強制できる権限を付与するべきである。事業者が訴訟前に証拠をすべて開示するようになれば、それにより消費者側は訴訟前の準備活動を充実させることができ、その結果として早期の審理が実現できる。

【甲案】 【乙案】ともに、消費者事件の長期化の原因である、消費者各法の実体法の問題点や証拠開示制度の必要性といった手続法の問題を考慮することなく、早期の審理を追求するものであって、採られるべきではない。

(2) 【甲案】の問題点

上記(1)に加えて、特に【甲案】には以下の問題点がある。

ア 【甲案】では、証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができるとするが、消費者事件では、事業者の担当者の尋問や被

害者本人の尋問が必要となる。消費者がそのような証拠の取調の制限を理解できないまま、新たな訴訟手続を選択してしまい不利益を受けることがあってはならない。証拠調べの方法を制限するべきではない。

イ また【甲案】では、被告は第1回の口頭弁論の期日の終了時までなら訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるとする。しかし、迅速性に目を奪われて、適切な訴訟活動ができないことを理解しないまま消費者が利用したり、事業者が新たな訴訟手続を利用して消費者に対して訴訟を提起して消費者が適切な訴訟活動ができない可能性がある。新たな訴訟手続による制限を裁判官が教示して、消費者に対して不利益が生じないように配慮し、またいつでも通常訴訟に移行できるように配慮するべきである。

ウ さらに【甲案】では、新たな訴訟手続の終局判決に対しては控訴をすることができないとしている。しかし、消費者事件では特に法律評価に関する点で原審の判断が覆って控訴審で新たな法理が示されることもある。およそ控訴を制限する裁判手続には問題がある。

(3) (注1) について

なお、(注1)では消費者と事業者の間の民事上の紛争を適用対象外としているが、上記の紛争には特定適格消費者団体による集団的被害回復に関する民事裁判手続の特例や消費者各法に基づく適格消費者団体の差止請求訴訟が含まれるのかが明らかではない。訴訟の性質からすると対象外とするべきである。

第12 訴訟記録の閲覧等

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧および複製

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

ア 結論

【乙案】に賛成する。

イ 理由

【甲案】の方法によれば、インターネット上で気軽に訴状等に記載されている消費者の個人情報や消費者の被害情報にアクセスすることが可能になり、悪質な事業者によるカモリストの作成など現状以上に消費者被害の拡大やプライバシーの侵害を容易にしかねない。

広い意味で消費者が関わることが多い訴訟類型として、発信者情報開示訴訟など名誉毀損が問題となる訴訟や不貞行為が問題となる訴訟が挙げられるが、これらの訴訟記録に関する検索を容易にし、自由に閲覧及び複製を認めると、名誉毀損やプライバシー侵害が拡大することも起きかねず、ひいては裁判を受ける権利の制約にもなりかねない。

もちろん憲法上、保障されている裁判の公開からすれば制約にも限界があるが、インターネット上での訴訟記録の閲覧の容易化には制約を設けるべきである。少なくとも、インターネット経由で第三者が訴訟記録を閲覧できる場合でも、カモリスト作りに利用されないように件数を限るとか、検索や閲覧、複製による手数料を段階に応じて、かつ、件数に応じて逡増させる設定にするなどといった方法を検討されるべきである。

第13 土地管轄

1 結論

土地管轄につき、消費者事件の特則を設けるべきである。

2 理由

- (1) 土地管轄につき、国際裁判管轄では訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときに国際裁判管轄を認めて

いる（民事訴訟法3条の4）。

- (2) 現在の消費者事件において、貸金業者が消費者の所在地と全く関係のない自社のセンターがある地で訴訟を提起し、消費者は遠方の裁判所での訴訟に応訴しなければならないものと考え、訴訟活動を諦めてしまうということが往々にして生じる。

また、消費者事件において事業者の所在する裁判所が遠方である場合、遠方の裁判所への移送の可能性を考えて、提訴をためらってしまうこともある。民事訴訟のIT化においても、最終的に従前の訴訟形態に移行する可能性があることも考えると、なお消費者の権利擁護のために管轄規定を見直す必要性がある。

- (3) 具体的には、①国際裁判管轄の規定にならって消費者の住所地に消費者事件の土地管轄を認めること、②約款内に定型的に含まれている、消費者の住所地以外の地を土地管轄とする管轄合意を消費者契約法において無効と定めるべきである。

第15 簡易裁判所の手続

1 結論

簡易裁判所の訴訟手続のIT化にあたっては、地方裁判所における第一審の訴訟手続以上に消費者への配慮が欠かせないことに留意すべきである。

2 理由

- (1) 簡易裁判所の訴訟手続は、地方裁判所の訴訟手続よりも一層、消費者本人が訴訟当事者となることが多い。令和元年の司法統計によれば、簡易裁判所の第1審通常訴訟事件の数（33万9903件）のうち、当事者本人による訴訟の数（25万5306件）は、約75%の割合を占めている。民事調停事件や特定調停事件においても消費者本人が当事者として訴訟活動をする人が多い。

(2) 当法人が以上までに述べてきた、訴訟手続の I T 化に関する消費者に配慮すべき事項は、簡易裁判所の訴訟手続においてより一層妥当するものであって、消費者に配慮した検討を求める。

以上